

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)

令和4年第2回設楽町議会臨時会会議録

令和4年5月10日、第2回設楽町議会臨時会が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 原田純子 | 2 村松純次 | 3 七原 剛 |
| 4 原田直幸 | 5 今泉吉人 | 6 金田敏行 |
| 7 金田文子 | 8 高森陽一郎 | 10 田中邦利 |
| 11 加藤弘文 | 12 山口伸彦 | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀 宏明		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	関谷 恭
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	村松浩文
産業課長	今泉伸康	保健福祉センター所長	後藤武司
建設課長	小川泰徳	町民課長	村松 一
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩
出納室長	今泉 宏		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

- | | |
|------|----------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 行政報告 |
| 日程第5 | 報告第6号
専決処分の報告について |
| 日程第6 | 承認第1号
専決処分の承認について |
| 日程第7 | 承認第2号
専決処分の承認について |
| 日程第8 | 承認第3号
専決処分の承認について |

- 日程第9 議案第36号
財産の取得契約の締結について
- 日程第10 議案第37号
設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第38号
設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

会 議 録

開会 午前8時59分

議長 おはようございます。1分ほど早いようですが、皆さんお集まりのようですので、ただいまから会議を始めます。
ただいまの出席議員は、11名です。定足数に達していますので、令和4年第2回設楽町議会臨時会を開会いたします。
これから、本日の会議を開きます。

議長 本臨時会の議会運営並びに議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

10 田中 令和4年第2回臨時会第1日の運営につきましては、令和4年4月28日に議会運営委員会を開催し、審査しましたので結果を報告します。

日程第1、日程第2につきましては、従来どおりです。

日程第3「諸般の報告」につきましては、議長より、例月出納検査結果と議員派遣についての報告があります。

日程第4「行政報告」は、町長より報告があります。本日提案されている案件は、町長提案7件です。

日程第5「専決処分の報告」から順次1件ごとに上程しますが、日程第5から日程第9は、それぞれ単独上程、単独審議、単独採決です。日程第10と日程第11は、一括上程し、それぞれ単独審議、単独採決です。

以上でございます。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

議長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、2 番村松純次君、及び 6 番金田敏行君を指名します。よろしくお願いいたします。

議長 日程第 2 「会期の決定について」を、議題とします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定しました。

議長 日程第 3、「諸般の報告」を行います。

議長として、例月出納検査結果及び議員派遣について報告をします。

始めに、監査委員より地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月出納検査の結果について、令和 4 年 3 月実施分と 4 月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

次に、議員派遣について、会議規則 129 条第 1 項ただし書の規定により、議員派遣を別紙のとおり報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第 4 「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。新年度最初の臨時議会に皆様御参集を賜りましてありがとうございます。桜のシーズンも終わりました、5 月の端午の節句も過ぎ、新緑と風薫るすがすがしい季節となりました。これとは対照的に、海外に目を向けますと、依然として戦争が続いており、目が奪われる悲惨な状況が起こっております。早く平和な世の中になることを願ってやみません。

それでは、行政報告をさせていただきます。

平成 8 年度より整備を進めてまいりました広域農道奥三河線の奥三河第 2 期地区が、この 5 月 29 日日曜日、午後 2 時に全線開通する運びとなりました。区間は設楽町西納庫地区から豊田市小田木地区までの総延長 14.1 キロで、約 111 億円を費やし、愛知県が整備をいたしました。開通を記念い

たしまして、午前10時30分から開通記念式典を開催いたします。開通済みの名倉から津具までの広域農道と合わせ、住民の利便性の向上など、非常に期待をするところでもあります。議員の皆さんにも御案内をさせていただきましたので、よろしく申し上げます。

次に、道の駅したらについてです。

開業から無事に1周年を迎えることができました。既に回覧等で周知をしておりますけれども、5月14日土曜日と、15日日曜日、テナント事業者、設楽町観光協会と協力し、記念イベントを計画しています。また、テナント事業者を統括する、株式会社船井アソシエイツの船井様に新駅長をお願いすることとし、14日に就任セレモニーを予定しています。

道の駅したらは、昨年5月に開業以来、約20万人以上の方に御来場していただいております。このにぎわいを持続するとともに、情報発信拠点として期待をしているところでもあります。

最後に、設楽ダムに関してお伝えをします。皆さん御承知のことと思っておりますけれども、今年の1月18日に国のダム事業費等管理委員会が開催され、国土交通省より、地質調査や現場条件等の把握により、各種見直しが必要になったこと、また、今後の事業進捗の見込みについて精査を行っていく必要があることについての報告を受けたところでもあります。

設楽町といたしましては、令和8年とされている設楽ダム建設事業の事業完了に合わせまして、各種計画、まちづくりを進めているところであり、この精査については重く受け止め、注視をしているところではありますが、この結果につきまして、5月17日に発表があると報告を受けています。本日午後2時に、このことにつきましてプレスリリースがされると聞いております。現在、最終的なことにつきまして、情報の収集を行っているところでもありますけれども、今年3月に発表がされました、熊本県の球磨川水系の川辺川ダムの計画を見てみますと、本体工事に約9年かかるとされています。設楽ダムはこれよりも約2割程度大きく、これを勘案すると、本体完成は最低10年程度かかるのではないかと推測をしています。そして、令和8年より先になり、令和14年以降になるのではないかと推測しております。予断は禁物であると思っておりますけれども、近年の世の中の情勢を見ていくとき、ある程度大きな変化も想定する必要があり、それらを見込んで町の将来計画を考えていく必要があるのかなと思っております。設楽町に関連する多くの計画が影響を受けるわけでもありますので、国土交通省には、速やかに精査を進め、報告をしていただくように申入れをしているところでもあります。また、精査の結果が出ましたら議員の皆様にも速やかに報告をさせていただくように協力をしてまいります。

本日は、損害賠償の専決報告1件、補正予算の専決承認1件、条例改正の専決承認2件、財産取得計画1件、給与関連の条例2件を上程させていただきます。慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5、報告第6号「専決処分の報告について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 報告第6号「専決処分について」。損害賠償額の決定についてを説明します。資料の5ページを御覧ください。

今回の専決処分の報告は、設楽町役場本庁舎駐車場内における、民法上での自動車人身事故扱いに係る、「損害賠償額」について、「地方自治法」第180条の規定に基づき、議会に報告するものであります。

今回の事故内容は、令和4年1月25日、午後4時45分頃、職員の運転する公用車が設楽町役場の駐車場をバックで走行中に、歩行していた、今回の損害賠償の相手方に気付くのが遅れ、被害者に車両が接触、被害者が転倒し負傷したものであります。

相手方と保険会社による協議の結果、7ページの参考資料に記載しており、公用車運転職員が進行方向の周囲の確認を怠ったとして、設楽町職員の過失割合を「10割」と決定し、被害金額10万5,650円を損害賠償金として相手方に支払う内容で示談したものであります。なお、負担すべき賠償金は、町が加入する保険会社の一般財団法人全国自治協会から本人又は治療機関へそれぞれ直接支払われ、町の実質的負担はありません。

今回、町職員の運転の不注意により、町民を負傷させ、損害賠償に係る専決処分の議会報告となりまして、誠に申し訳ありませんでした。今後は、職員への安全運転、並びに交通事故防止、再発防止に努めてまいります。

報告は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

報告第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

8 高森 最近よくこういう接触事故とか起きるのですが、この方、生身でぶつかっておられるので、後遺症とかその他の厳正な検査は怎么样了でしょうか。わずか10万5,000円くらいで切り上げているというのは非常に安価でいいのですが、本人の今後の生活考えるとそれでいいのかなど、それでいいのかという不安もありますので、医者の方の見がありましたらお願いします。

総務課長 金額のうち、市民病院での検査料が7万160円、そのあと伊藤内科のほうでも確認をしておりますが、そこでの治療費が1万5,560円というような金額になっております。そのほかに事故証明の証明書料金600円、慰謝料その他で1万9,334円というようなことになっております。比較的けがのほうは軽い状況でして、当日は新城市民病院に行きました。そこで検査を受けながら、念のため1泊されました。もうその時点で、まず問題はなだろうと。事故処理のほうでも、全治2日扱いと聞いております。その後の後遺症等は、本人にも関係の者から確認しておりますが、ないというふうに伺っております。

以上です。

7 金田(文) 全協で説明いただいておりますが、公のところで町民の皆さんにもわかるように。公務員がこのような事故を起こした場合の処分についてのルールを教えてください。

総務課長 設楽町職員の懲戒処分等取扱規則、こちら例規集にも載っております。こちらのほうで言いますと、特に交通事故に関しましては、6点以上のものについては処分の会議にかけて判断をいたします。6点未満についてはこの限りではないとなっております。6点以上のもの、あるいは重大な障害等に至ったような案件であれば懲戒処分の委員会のほうで内容を検討してまいりますけれども、今回いろいろ確認していきますと、内容的にはですね、安全運転義務違反、物損事故扱いという、警察のほうの道路交通法上の処理はそういう名称で、点数としては、具体的に言ってしまうのですが、2点減点という扱いでした。ですので、処分の規定としてはそういうことになっております。今回に関して言いますと、懲戒まで当たらない嚴重注意ということで処理をしております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで、質疑を終わります。

報告第6号は終わりました。

議長 日程第6、承認第1号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 本臨時会における承認第1号から第3号までの「専決処分の承認について」は、いずれも「地方自治法」第179条第1項の規定に基づき、別紙「専決処分書」のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に

基づき、議会へ報告し、承認を求めるものであります。

まず始めに、承認第1号「専決処分の承認について」、令和3年度一般会計補正予算、第14号について説明します。

9ページの専決処分書及び10ページの令和3年度設楽町一般会計補正予算(第14号)を御覧ください。

今回、歳入歳出の補正額はありません。

第1条の繰越明許費について、11ページの第1表を御覧ください。本件につきましても、地籍調査事業、簡易水道事業、公共下水道事業に係る3件の繰越明許費についてであります。

1つ目の、地籍調査事業については、当初予算及び9月補正予算で事業委託料をお認めいただき、津具地区及び名倉地区で進めてきておりますが、令和3年度は冬季の境界確認の作業が積雪等が影響するなどの天候の影響で、調査の一部が困難となったため、翌年度に繰り越して調査を行う必要が生じ、1,385万円の繰越明許費を、3月28日に専決処分したものであります。

2つ目の簡易水道特別会計、及び3つ目の公共下水道特別会計については、先の12月議会及び3月議会で可決された両特別会計補正予算において、工事に係る「繰越明許費」の財源として、一般会計からの繰入金を充当していますが、年度末ぎりぎりまで事業費の精査を行っていたため、この部分の一般会計補正予算における「繰越明許費」の処理が遅くなりました。一般会計補正予算(第14号)の第1表「繰越明許費」に、簡易水道特別会計繰出金3,200万円、公共下水道特別会計繰出金1億3,599万円を新たに設定する必要があるため、3月28日に専決処分したものであります。

なお、予算現額の増減はありませんが、3月議会終了後の補正予算に係る専決処分となり、大変申し訳ありませんでした。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

承認第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議長 承認第1号の討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議長 承認第1号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第1号は、承認することに決定しました。

議長 日程第7、承認第2号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 続いて、承認第2号「専決処分の承認について」、設楽町税条例等の一部改正について説明いたします。資料12ページを御覧ください。

本件につきましては、令和4年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、原則として本年4月1日から施行されることになり、町の税条例においても所要の改正が必要となったため3月31日に専決処分したものであります。

施行期日は本年4月1日のほか、令和5年1月1日、令和6年1月1日、令和6年4月1日施行など、法律に改正内容によりそれぞれ異なりますので施行期日や改正内容等において、第1条、第2条、第3条に分けて改正するものであります。

今回の税条例における主な改正内容としましては、第1条分では、納税証明書や固定資産に関する証明書に住所が変わる事項を記載した様式で報告する改正。そして、2つ目として所得割の課税について、総合課税、分離課税の申告方法の改正があること。3つ目として扶養親族申告書の記載方法の改正。4つ目として公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整理。5つ目として、個人町民税に係る給与所得者の扶養控除申告方法の改正。6つ目として住宅借入金等特別税額控除の延長見直し。7つ目として新築住宅等に関する固定資産税の減額規定の改正などであります。

第2条分では、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備などであります。

第3条分では、押印等の見直しによる改正と字句等の訂正などであります。

そのほかには、全体的に税制改正による税条例等の一部改正において、削除の追加ですとか、条・項ずれの修正などが主な改正であります。

なお、改正に概要、詳細な内容につきましては財政課長から説明させていただきます。

財政課長 それでは、改正の詳細について説明します。概要は、副町長説明のとおりですが、私から詳細な内容について説明します。改正の条文については、議案の14ページからとなりますが、この内容を表形式にしたものが本日別にお配りしたA4縦長3枚の資料で、タイトルに概要とありますけれども、第1条、第2条及び第3条からなっております。説明は、この概要と改正条文の次にある横長の新旧対照表、22ページからとなりますが、

こちらで行います。

最初に、概要の表の見方として、左が町の税条例の条文、真ん中は対応する地方税法等の法令、右が改正の概要です。施行日については、概要の一番上、第18条の4の欄に、※で、文面最後にR6、4月1日、その下は、R6、1月1日施行となっていますが、※の施行日の記載のない改正は、本年4月1日から施行となっております。

それでは、概要の1枚目と新旧対照表22ページを御覧ください。

最初に、18条の4です。納税証明書の交付手数料とありますけれども、手数料等の改正ではなく、納税証明書として扱う書類の追加でございます。令和6年4月1日施行で、説明の中に第382条の4の規定によりとありますが、固定資産税関係の証明書にも当然所有者の住所が記載されております。この所有者がDVやストーカーの被害者だった場合、第3者を経由するなどして住所が加害者に漏れる可能性があることから、それを防ぐために住所に代わる事項を記載したものを交付しなければならないという内容のことで、それを含むという改正を行います。住所に代わる事項としては、知人や支援団体等のダミーの住所となる見込みとのことです。また、法務局で取得する登記事項証明書は、誰でも取得できるため、こちらも同様の措置が取られます。また、このページの一番下、73条の2、次のページ一番上の73条の3も、これに関連した改正です。

続いて、33条4項第6項です。新旧対照表、左側の改正後の条文の1行目36条の3とありますけれども、これは、所得税の確定申告書が提出された場合に個人住民税申告書の提出があったものとみなす規定ですけれども、現行、上場株式等に係る配当所得については、総合課税方式、申告不要方式、申告分離課税方式の3つの方式があり、所得税と個人住民税で違う課税方式を選択できることになっています。しかし、申告者もどちらが有利になるかなど判断に迷うこともあること、また、こうした——これ、金融課税と言うそうなのですけれども、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことを踏まえ、公平性の観点から、今回の改正で納税義務者が所得税において総合課税又は分離課税の適用を受けようとする旨を確定申告書に記載した場合に限り、申告不要の適用をしないこととされ、個人住民税の課税方式を所得税と一致させることとしたものです。

次は、新旧対照表23ページです。第6項ですけれども、こちらは株式等譲渡所得に関することで、こちらは申告不要方式と分離課税方式の2種類があり、所得税の確定申告で分離課税の適用を受けようとする場合に限り、個人住民税でも申告不要は適用しないこととするものです。

その下、第34条の7第1項第1号のオ、寄附金税額控除の対象となる法

人のうち、公益社団法人、財団法人の規定中括弧書きを削除する改正となっておりますけれども、括弧書きの最後の民法法人とは、公益社団法人、公益財団法人の前身である社団法人、財団法人のうち新しい公益法人に移行していない法人で、経過措置により存続が認められていましたが、その経過措置が終了したことに伴う削除規定です。

新旧対照表は、次のページをお願いします。今度は第34条の9です。先ほどの第33条の改正と関連しています。概要のとおり、税額控除は確定申告をした場合に行うということで、個人住民税も同じ課税方式とするため、確定申告書に改正するものです。

その下、36条の2です。第1項は、町民税の申告が必要な者の規定中、法律の改正により配偶者特別控除額の規定が改正されたことを受けて改正するものです。所得税法の例によっていたものを地方税法により算定することになり、確定申告において合計所得金額に退職所得が含まれることで、退職所得の把握が容易になります。第2項は、省令改正に合わせて項ずれの改正を行うものです。

続いて新旧対照表26ページをお願いします。第36条の3の2、及び36条の3の3は内容が同じのため、一括で説明します。

最初に見出しです。2つとも冒頭「設楽町民税」となっていますけれども、これだと税金の種類がわからないので「個人の町民税」に改めます。

次の扶養親族申告書の扶養親族の次に「等」を加えるものですが、この「等」の意味は、給与所得者は給与支払者へ、年金等受給者は社会保険庁等に扶養親族申告書を提出する必要がありますが、両方とも扶養親族のほかに退職手当等を有する一定の配偶者ということで、その方が「等」になります。年金等受給者は、さらに退職手当等を有する扶養親族の氏名も追加する改正となります。

改正の理由ですけれども、36条の3の2の給与所得者からです。配偶者等に退職所得等がある場合、申告書を通じて賦課課税に必要な情報を確実に把握できるようにするためです。

36条の3の3の年金等受給者につきましては、前段として個人住民税において退職所得は現年に分離課税され、合計所得金額には含まれておらず、所得税の合計所得金額と差が生じる場合があります。また、公的年金等の控除については、平成30年度税制改正で所得税の合計所得金額に応じて控除額を減少させる仕組みとなり、個人住民税においても公的年金等控除額算出のため、退職所得の把握が必要ですが、その把握に時間と労力を要していたため、現年分離課税される退職所得を含まない合計所得金額を用いることを明確にするための改正となっております。

続いて新旧対照表 27 ページ、第 48 条です。第 9 項及び第 15 項とも、法律改正に合わせて項ずれを改正するものです。

続いて新旧対照表 28 ページです。第 53 条の 7、会社等の特別徴収義務者が退職手当を支払う際に退職所得分の所得割を徴収し納入していますが、その納入する際の手紙の様式を追加するものです。

その下、第 73 条の 2 です。最初の 18 条の 4 の改正でも説明しましたが、こちらは固定資産税課税台帳、主には名寄せ帳と言っておりますけれども、その閲覧が考えられますが、その手数料の改正ではなく、閲覧する書類の内容に関する改正で、DV 等被害者支援の関係です。内容としては 2 種類に分かれていまして、概要の真ん中の欄の対応する法令に 382 条の 2 がありますけれども、この改正を受けたものが前半の括弧書きの部分で、本年 4 月 1 日から施行となります。固定資産税課税台帳に記載されている住所は登記簿上のものが多数ですが、未登記の場合や、登記名義人が死亡し相続されている場合は、固定資産の担当者から町外も含め住民基本台帳担当課への照会により住民基本台帳上の住所を調べて記載しています。その場合、DV 等被害者で支援措置の申出がある場合は、記載に際してその旨を告げてあって、その住所を削除するなどの措置が既に行われておりますけれども、法令上の位置づけが明確でなかったため、現在行っている措置が可能となるよう条例上に追加するものです。従いまして「できる」という規定となっています。

次は 382 条の 4 の改正を受けたもので、後半の閲覧の手数料に括弧書きを追加する改正で、こちらは、冒頭の 18 条の 4 同様、令和 6 年 4 月 1 日施行ですけれども、名寄せ帳等に表示する住所を知人や支援団体等のものにして閲覧に供しなければならないという改正です。閲覧について補足しますと、納税義務者以外でも賃借権など権利関係者なら可能ですので、個人的には考えにくいと思えますけれども、第 3 者から住所が漏れることを防ぐためです。

続いて対照表はその下、概要は次のページをお願いします。

第 73 条の 3 です。考え方は 73 条の 2 と同じですけれども、こちらは課税台帳に関する証明書にも同様の措置を講ずることとするものです。

次の附則 7 条の 3 の 2、住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン控除の見直しと延長に伴う改正で、適用期限を令和 20 年度の町民税まで、また、居住する期限も令和 7 年 12 月 31 日までに入居する場合に延長されます。

次は対照表 29 ページになります。附則 10 条の 2 です。たくさん条文がありますけれども、地方税法附則の改正で 1 つの項が削除されたため、項

が1つずれたことを受けての改正です。

続いて新旧対照表 30 ページです。附則 10 条の 3 です。こちらは、省エネ改修工事を行った住宅の特例の拡充等に伴う改正です。内容としては第 9 項第 11 項に「等」の 1 文字を加えるものですが、この「等」は、改修工事の他にその他の工事、具体的には「太陽光発電装置・高効率空調機・太陽熱利用システムの設置工事」が追加されたことによるものです。

続きまして対照表 31 ページです。附則 16 条の 3、本則の 33 条の改正と関連がありますけれども、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の特例で、所得税の確定申告で分離課税を申告した場合に限り、町民税についても分離課税の適用ができるものとする改正です。

対照表は次のページです。附則 17 条の 2、条文中、租税特別措置法 37 条の 8 と 9 が引用されていますけれども、37 条の 9 が削除されたことに伴う改正です。

その下、附則 20 条の 2、これについては、国内にあっても外国の会社等からの配当所得等がある場合、その所得に対する課税の特例ですけれども、附則 16 条の 3 と同様、申告分離課税は所得税での適用がある場合に限り適用するという改正です。

対照表は次のページです。附則 20 条の 3 です。前半分は、外国と税金の二重課税を回避するために住民税について租税条約を締結している場合は、外国の団体から個人に支払われる配当所得等に関する特例で、考え方は前の 20 条の 2 と同じです。申告分離課税は所得税での適用がある場合に限り適用する改正です。

第 6 項は文言の整理です。

最後です。対照表 34 ページ、附則 25 条ですけれども、附則 7 条の 3 の 2 でも説明しましたが、いわゆる住宅ローン控除の適用期限が令和 3 年 12 月末日までの入居だったものが 4 年間延長したことに伴い、この条文が読替規定となっていることから不要となったため削除するものです。

以上が第 1 条分です。

続いて第 2 条の改正内容です。概要は 3 枚目、新旧対照表は 35 ページをお願いします。

こちらは、令和 3 年度の税制改正に対応するため、令和 3 年 3 月 31 日に改正した税条例の一部改正を更に改正するものです。今回の地方税法の一部改正の附則第 27 条の規定により改正が必要となりました。扶養親族申告書の改正に伴う文言の整理となります。

最後です。第 3 条です。対照表は次のページをお願いします。趣旨としましては、新型コロナの関係で、行政の手続きの見直し、デジタル化や押

印廃止が検討され一部で実行されていますので、それを踏まえて固定資産評価審査委員会条例に押印の文言及び押印に関連した条文がありますので、これを削除するものです。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

承認第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

7 金田(文) 先ほど、DV等の被害者支援のために住所がわからないようにするということがありましたので、直接条例とは関係ないのですが、確認をさせてください。DV等の支援を相談したい、申出したいという場合は、設楽町の場合はどこに相談をすれば良いのでしょうか。

町民課長 いろんな形のDVがあるかと思いますが、とりあえず町民課に御相談いただければ、関係する部署と対応して参りたいと思いますのでよろしくをお願いします。

7 金田(文) 窓口に行って、誰が対応してくれるかその人はわからないのですが、そういう、特に口外したくないようなことについての御相談についてはどんな合図をしたらいいのかというのは、今じゃなくていいので、町民にわかるように具体的にさせていただきたいと思います。お願いですが、よろしいでしょうか。

議長 ほかにございませぬか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

承認第2号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第2号は、承認することに決定しました。

議長 承認第3号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 承認の最後、承認第3号、「専決処分の承認について」、「設楽町過疎地域持続的発展支援における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について」を説明しますので、37ページを御覧ください。

本件につきましては、令和4年度所得税法等の一部を改正する法律の中

で、租税特別措置法の一部が改正され、3月31日に公布され、一部を除き原則として本年4月1日から施行されることにより、町の関係する条例においても所要な改正が必要となったため、3月31日に専決処分したものであります。施行期日は本年4月1日施行であります。

今回の条例改正における主な改正内容といたしましては、第2条の中で項のずれ、及び、号の追加を行うものであります。

なお、改正概要、詳細な内容につきましては、財政課長から説明させていただきます。

財政課長 それでは、引き続き条例の改正についてお願いします。この条例はすぐに終わりますので御心配なさらないようにお願いします。

この条例につきましては、令和3年4月に新過疎法が施行されました。一定の条件に該当する場合の固定資産税の減免等を実施するため、令和3年9月議会で可決、成立した条例です。条例の概要としましては、個人、または法人が、一定の条件に該当する設備を取得した場合に、固定資産税のうち、家屋や償却資産等の部分を3年間課税免除とするものです。

それでは、内容です。議案の40ページ、新旧対照表をお願いします。

今回は第2条の一部改正となりますけれども、ここに租税特別措置法、同法施行令の条項を引用しているのは総務省令に基づいております。現在の国会で、先ほど説明があったように所得税法等の一部を改正する法律が改正されました。その中で租税特別措置法も一部改正され、同法の改正を受けた施行令も一部改正がありました。従いまして、この総務省令も、3月31日付けで改正がありましたので改正となるものです。

改正点は、対照表に2か所の項ずれと号の追加のみの改正となっております。内容の改正というわけではありません。具体的には表の上のほうで、租税特別措置法第12条第3項を、同条第4項に。第45条第2項を、同条第3項に改めるものです。それぞれの条に第2項が追加されたため、1つずつ繰り下がります。

次の、施行令第28条の9第10項ですけれども、こちらは、第28条の9自体で項の追加や見直しがありまして、その中で第10項に第1号から第3号が追加され、改正前の第10項の内容が、第10項第1号に置き換わったことに伴う改正となります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

承認第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

承認第3号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第3号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第3号は、承認することに決定しました。

議長 日程第9、議案第36号「財産の取得契約の締結について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第36号「財産の取得契約の締結について」を説明いたしますので41ページを御覧ください。

給食等運送用トラック更新について、車両の購入に係る契約の締結につきましては、「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条に規定する「予定価格700万円以上」の財産の取得に該当し、指名競争入札により財産の取得金額を802万5,930円とし、落札者の有限会社津具モータースと仮契約を締結しましたので、本契約の締結に当り議会の議決を求めるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、3月28日に5社による指名競争入札の結果、税抜745万円の予定価格に対し、落札価格は税抜、729万6,300円で、その落札率は97.94%でありました。

具体的な備品の内容は、参考資料43ページに記載するように、車種、排気量3,000cc、4輪駆動、5速自動マニュアルトランスミッションをベースにして、荷台のコンテナ部分は記載のとおりの内容で発注したものであります。なお、資料43の2の一番最後にリフトというところがありますが、この部分があることにより、かなり金額が増えているということであり

ます。

説明は、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第36号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第36号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 36 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 10、議案第 37 号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」、及び、日程第 11、議案第 38 号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 37 号、第 38 号の給与改定に係る 2 議案については、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、それぞれ別紙のとおり提出しますので、2 議案、一括して説明いたします。

今回の改正の経過につきましては、人事院は昨年 8 月 10 日に、民間のボーナス支給割合、4.32 か月との均衡を図ることで、0.15 か月引き下げ、年間 4.30 か月分にするように勧告しましたが、政府は、11 月 24 日閣僚会議を開き、勧告どおり引き下げる方針を決める一方、新型コロナで打撃を受ける経済や、民間の給与等への影響を考慮する必要があるとして、令和 3 年度の引き下げに相当する額については、令和 4 年 6 月の期末手当から減額することで閣議決定いたしました。そして、人事院勧告に伴う、「特別職の職員の給与に関する法律」及び「一般職の職員の給与に関する法律」の一部を改正する法律が、本年 4 月 6 日に国会でそれぞれ可決、成立されたことにより、議会議員、常勤特別職及び一般職に係る期末手当の支給割合を 0.15 か月引き下げ、令和 4 年度の期末手当の支給割合を改正するものであります。

最初に、議案第 37 号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」を説明いたしますので、45 ページを御覧ください。

議会議員及び常勤特別職に係る改正内容として、第 1 条及び第 2 条は、本年 12 月期の期末手当の支給割合「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に「0.05 月」引き下げることにより、年間の支給割合は「3.25 月」となり、施行日を「公布の日」として施行するものであります。

次に、議案第 38 号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、49 ページを御覧ください。

一般職員に係る改正内容としては、第 20 条第 2 項は、昨年 12 月期の期末手当の支給割合「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に「0.075 月」引き

下げることにより、年間の支給割合は「2.55月」から「2.40月」となるものであります。

同条第3項は、再任用職員の期末手当について、昨年12月期の期末手当の合算支給割合は「100分の72.5」を「100分の67.5」に「0.05月」引き下げることにより、年間の支給割合は「1.35月」となり、施行日を「公布の日」として施行するものであります。

また、8月10日の人事院からの一般職の給与に関する「報告」では、給与実態調査の結果により、民間給与との較差がマイナス19円、率にして0.00%減と極めて小さいことから、本年の月例給の改定は見送り、給与表の改正はありません。

なお、改正内容、詳細な内容につきましては、総務課長のほうから説明させていただきます。

総務課長 それでは、説明いたします。概要につきましては、昨年の11月に全員協議会で説明をさせていただいておりますが、本日は念のため、そのときの資料も含めて配布をさせていただきました。そちらのほうでおさらいで確認をさせていただきます。

まず、給与勧告の骨子、Ⅱ民間企業との比較、先ほど副町長が申し上げましたが、月例給は19円の差ということで、改定は行わない。ボーナスについては、民間より0.13月上回っているということで、年間支給月数を0.15月引き下げて4.30月分とするという内容になっております。本来でしたら、昨年の12月支給分で調整をするということが一般的でありあましたけれども、国の法改正が間に合わなかったということもありまして、この4月に可決、成立ということで、国の法律に倣い、人事院勧告の内容で今回設楽町の条例改正を行うものになります。

お配りした資料の一番下に表がついておりますけれども、これは、令和3年分の支給、12月分で調整をするという内容の考えの時点での表でありますので、実際には、12月期というところで、現行1.275という括弧書きがありますけれども、この内容で実際には昨年の12月には支給がされております。

今回の改正は、まず1点はこれから対象になる令和4年6月期の支給分から年間0.15月を減額するというのが1つ。もう1点は、本来減額されるべきであったが法改正が間に合わなかった支給済みとなっている令和3年度の減額相当額0.15月分を、この6月支給分から調整額として減ずるという内容になっております。

お配りした資料の骨子の次のページに、「閣議決定」ということで参考に添付をさせていただきました。1番の下3行くらいに、「なお」とあり

ますけど、「なお、令和3年度の引下げ相当額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行う」と。これは国の内容になります。4番に行ってもらいますと、「地方公務員の給与改定については、うんぬん」とありまして、その段落の1個手前、2行くらいですね。国家公務員という始まりがありますけれども、「国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請する」とうたわれております。これに基づきまして、今回改正を行うものになります。

具体的に改正文のほうをお願いしたいと思います。45ページ、「設楽町議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例」。第1条で議会議員、それから、第2条で常勤特別職の期末手当の改正になっております。

期末手当の額を規定する議員報酬条例第6条2項、それから、常勤特別職の条例の4条2項にある支給額の算出率の読替規定でありまして、167.5を162.5に改正をいたします。これにより、最終的に計算をした年間の支給額が0.15月相当額減ずることになります。附則は、施行日は公布の日。

2条が、先ほど説明しましたが、令和3年12月に支給された期末手当の額を基礎として167.5分の10、これは最終的に0.15月相当額になるわけですが、これを、これから先の令和4年6月の支給額から調整額として減額するという内容になっております。

簡単に言いますと、4年度は全体で0.15月相当額を減額し、更に、3月に支給済みとなっている0.15月相当額を、この6月の支給分で調整額として減額をするという内容になっております。

では、続きまして、50ページ、今度は、職員の給与条例の関係になります。

期末手当の額を規定する、第20条の2項中、100分の127.5を120に改めると。6月支給と12月支給、2回分でありまして、100分の15、0.15月分が減額になります。

3項の改正は、再任用職員の場合の任用規定の改正減額になります。附則のほうですが、同じく1条では、施行日は公布の日。2条は非常に長くて読みにくい訳ではありますが、先ほど説明したような同じ考えで、今回6月期の期末手当の支給の対象となっている職員に対して、令和3年12月に支給された期末手当がありましたら、職員の区分ごとに決められた率を掛けた額、これは、一般職では0.15月分という計算になります。これを、これから先の令和4年6月支給額から調整額として減額するという。中身的には、そういう文言を表現しております。

説明は、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

議案第37号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第37号の討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第37号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第37号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第38号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第38号の討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第38号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第38号は、原案のとおり可決されました。

議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで閉会といたします。お疲れ様でした。

閉会 午前10時08分